

記

1 申請者の概要

- ① 名称：高松市
 - ② 住所：高松市番町一丁目8番15号
 - ③ 代表者の氏名：
 - ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX番号）：
（メールアドレス）：
（担当者名）：
- } 非公表

2 食品等流通合理化事業の目標（青果部の移転再整備）

●背景となる事情（現状）

【立地】

高松市中央卸売市場は、高松市中心市街地に隣接する香川県高松市瀬戸内町に位置し、JR高松駅や中央商店街などの商業地域に近接しており、市中心部へ迅速な生鮮食料品を提供できるのみでなく、さぬき浜街道（県道16号線、市道高松海岸線等）沿いに位置することから、一般道及び高速道路網による集出荷にも適した場所にある。

一方で、建設時の昭和50年代と比較すると周辺環境が一変しており、市場施設の周囲が住宅街となり、高層マンションが建設され、市場関係者以外の車両通行も多く見られるようになり、周辺道路の混雑等も生じることとなった。



【内部環境】

本市場は開放型の施設構造であり、建設当初の昭和50年代には想定していなかった大型トラックやフォークリフトによる運搬が一般化したことにより、十分な通路幅、トラックの縦付けなどのできる施設等が整備されていないことから、外部に近い環境で積み降ろしが行われることもあり、商品が直射日光の影響を受け、雨に濡れるなど、消費者及び小売店等から高度な衛生管理を求められる中、青果物の品質保持に苦慮している。

なお、本市は年平均気温が16度前後であり、年間を通じて温暖な気候である中、特に夏場には商品が置いてある売場において気温が35℃を超えることもあるが、温度管理の可能な売場等が無く、品質保持に大きな課題を抱えている。

また、仲卸店舗が北・東・西に分散し、通路幅も不十分なため、車両動線が複雑化し、特

に早朝などの繁忙時間帯は、混雑のため車両の通行が非常に困難となっている。更には、仲卸業者が冷蔵庫を建てるにあたり、店舗に隣接したスペースが不足したことから、各自で市場内の空きスペースに冷蔵庫を建設しており、一部仲卸業者は店舗から100m程離れた冷蔵庫までフォークリフトで行き来する必要があるなど、場内の物流が非常に非効率となっている。なお、西に店舗を構える仲卸業者については、十分な庇の長さが確保されていないため、西日により商品が傷む、冷蔵庫の温度が下がらないなどの問題も発生している。

【耐震性】

青果棟は開設から約40年が経過しており、耐震診断で緊急に改修等の措置を講じる必要がある「A評価」の診断をうけており、関係者の安全面、安定的な生鮮食料品供給機能の確保といった観点からも、早急に市場施設の再整備を行う必要がある。

●これまでの経過と青果棟の整備の方針

本市場は、青果部と水産物部を有しているところ、再整備に当たっては「高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画（平成27年12月策定）」において、青果棟を別敷地に移転再整備し、水産物棟を青果棟跡地で整備するという方向が定められ、当該基本計画に基づく検討の結果、平成29年2月に移転候補地として「高松市朝日町三丁目」の用地を選定している。

青果棟の再整備に当たっては、施設を閉鎖型として、温度帯管理の可能な売場等を設けることにより、コールドチェーン化を行い、生鮮食料品の衛生管理を高度化する。また、将来的な自動化技術の進展も踏まえ、市場内業者が必要とする設備や機械が変化した場合に、容易に撤去が可能な乾式工法の壁を採用し、施設内部のフリーレイアウト化を可能とする。

閉鎖型の施設とすることに伴い、電動以外のフォークリフトを原則使用禁止にするなどの施設内の排ガス及び粉塵対策、鳥獣害対策、全面禁煙等のHACCPに沿った衛生管理等の徹底を行う。

フォークリフトや大型車両の通行、荷役作業を考慮した施設とするため、トラックの縦付けなどが可能な積み降ろし場所や通路幅を設けることで、車両の混雑を防ぎ、また、施設内通路や積み降ろし場所に庇を設けることで、市場内において商品が直射日光や雨の影響の受けることのない施設とする。併せて、屋内外の車両動線を一方通行化することで車両混雑の解消を図り、現代の物流に適合した施設とすることで、効率的な物流を目指す。

●目標

本計画に基づく、再整備事業の実施により、青果物の輸送、保管、販売等の流通過程の合理化を行い、流通経費の削減、品質・衛生管理の高度化等による商品価値の向上を図る。また、こうした取り組みに加え、市場イベント開催等の施策を引き続き行い、地場物の青果物の愛好家を獲得し、取扱物品の需要喚起と継続的な支持を得ることで、市場の活性化につなげ、取扱数量の低下傾向の抑制を図る。このため、具体的な成果目標として以下の指標を設定している。

【物品鮮度の保持】

（定温売場販売率が定温売場面積率を1.8ポイント以上超過）

目標値（令和7年度）：4.9ポイント超過（定温売場面積率4.3%、定温売場販売率9.2

%)

定温売場面積率：4.3%（定温売場面積 200 m² / 売場面積 4,687 m²）

定温売場販売率：9.2%（1,500 百万円（R7 年度定温売場販売額推計値） / 16,294 百万円（R7 年度全売場販売推計値））

【集荷力の向上】

（目標年度における取扱数量が推計値を 0.7%以上超過）

現状値（令和 2 年度）54,495 トン

目標値（令和 7 年度）59,552 トン（9.3%増）

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

（1）食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化（イ）
- 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）
- 情報通信技術その他の技術の利用（ハ）
- 国内外の需要への対応（ニ）
- その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ）

（イ）流通の効率化

新市場においては、市場敷地への業務用車両の入口と出口を分離し、また、場内の主要通路を一方通行とすることで、入場から、商品の積み降ろし、退場まで、対向車と交錯することなく移動が可能な構造とする。

卸売場と仲卸売場の機能を備えた中央棟を中心として、これを囲むよう、三方に東棟、西棟、南棟を配置し、残る北側のエリアを駐車場として整備する。中央棟と各棟の間は、搬入搬出のトラックが通行可能な広い幅の主要通路として整備する。また、通路全体を覆うように、大屋根、大庇を設置し、場内の主要施設である上記の 4 棟においては、天候にかかわらず主要通路に面して荷積み、荷降ろしが可能なレイアウトとする。

中央棟は、大屋根を設置した建物の東面に大型トラックが横付け・縦付け可能な搬入口を整備し、建物西面に仲卸売場を整備することで、入荷した商品が、取引を経て、仲卸売場へと移動するにあたり、一貫して建物の東側から西側へ向かう動線が形成され、効率的な場内物流が実現する。

東棟は、卸売業者を中心とした利用を予定しており、実需者ニーズに対応するための冷蔵庫施設、加工施設のエリアとして整備する。西棟は、仲卸店舗に近接し、仲卸業者の利便性の高い買荷保管所、倉庫を整備し、南棟は、買出人の利用を想定した倉庫エリアとして整備する。

こうした施設整備に合わせ、車両管理システムの導入や荷積み、荷下ろし場所や一方通行等の市場内ルールの徹底等のソフト面の対応も併せて行うことにより、効率的な物流が機能するよう市場として運営を行う。

（ロ）品質管理及び衛生管理の高度化

取引の中心となる中央棟は鳥獣の進入を防止できる閉鎖型で、仲卸売場を含め、全エリアで空調可能とし、卸売場の一角に、200 m²の低温売場を整備することとしている。また、中央棟への搬入や東棟、西棟、南棟への物品の移動に当たっても、周囲に設置さ

れた大屋根、大庇の中での作業であり、直射日光や風雨の影響を受けないため、商品の品質の維持が可能となっている。

なお、新施設の運用に当たっては、粉塵対策として建物内で使用するフォークリフトを原則全てを電動化することで、排気ガス発生の防止等を行うなど、ソフト面での取組も実施することとしており、新施設に対応した「品質管理高度化マニュアル（名称未定）」を策定し、これに基づいた市場取引を推進する。

(ホ) その他食品等の流通の合理化のために必要な措置

- ① 再整備を行う敷地については、災害に備え、土木防災等工事を実施し、T.P.+2.0m*の地盤面が整備されているが、「たかまつ防災マップ（平成27年改定）」において想定されるT.P.+3.1mの高潮に耐えられるよう、南側の建物部分についてはT.P.+3.2mまで盛土を行う。なお、想定を上回る浸水に備え、建物1階の電源コンセント、機械設備類、建具の位置及び強度等の検討等、浸水対策を行う。

※T.P. (Tokyo Peil、東京湾平均海面): 全国の標高の基準となる海水面の高さ。

- ② ソフト面での対応として、災害時においても生鮮食料品の供給を継続できるよう、事業継続計画（BCP）を策定済みであり、また、他の自治体と食品等の供給に関する連携協定を締結している。東南海地震等の広域的な災害の発生時には、自県のみならず、他県の物流支援も視野に入れ、本市場が生鮮食料品供給の基幹的施設としての役割を果たすことを目指している。

(2) 食品等流通合理化作業の実施時期

令和2年7月1日～令和8年3月31日

(3) 食品等流通合理化作業を実施する事業所又は卸売市場の概要

- ① 卸売市場の名称：高松市中央卸売市場
- ② 所在地：高松市瀬戸内町30番5号（青果棟：高松市瀬戸内町40番12号）
移転再整備先：高松市朝日町3丁目外1町 地内
- ③ 開設年月日：昭和42年2月22日
- ④ 事業内容：中央卸売市場（青果部）

(4) 食品等流通合理化学業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (㎡、台、一式等)	事業費 (千円)
高松市	H30	土木防災・土壌汚染対策工 事、基本設計 用地購入 等	一式	非 公 表
	R元	土木防災・土壌汚染対策工 事、基本設計 等	一式	
	R2	実施設計、土木防災・土壌汚 染対策工事 等	一式	
	R3	卸売場、仲卸売場、買荷保管 ・積込所、倉庫、冷蔵庫、駐 車施設、構内舗装、市場管理 センター、加工処理高度化施 設	卸売場 4,687 ㎡	
	R4		仲卸売場 2,749 ㎡	
	R5		買荷保管・積込所 5,366 ㎡	
		倉庫 320 ㎡		
		冷蔵庫 820 ㎡		
		(駐車施設 8,398 ㎡)		
		(構内舗装 42,242 ㎡)		
		市場管理センター 2,429 ㎡		
		加工処理高度化施設 490 ㎡		
	R6	旧青果棟補助金返還	一式	
計			16,861 ㎡	

平成 30 年度から令和元年度までの取組は、食品等流通合理化学業計画の認定以前に実施。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	用途	必要な資金の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)						
				公庫	支援機構	その他の金融機関	自己資金	その他	計	備考
				非 公 表						

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

青果棟の施設全体を閉鎖型施設とし、その中の卸売場に温度帯管理が可能なゾーンを設け、品質・衛生管理機能の強化を図ることで、安定的に高品質の生鮮食料品を供給することが可能となり、より一層生産者・出荷者及び一般消費者の鮮度保持志向に応えることとなり、本市場を経由する商品に対する満足度の向上につながる。また、品質・衛生管理が要求される商品の価値が上昇することで、品目単価が上昇し、生産者・出荷者の所得増加につながり、ひいては農業の成長発展に寄与することができる。